

15. 8. 11
427

いとしてある。いくら仕事が出来なくともオベツカの責任者や技術の下方なイクチニク御案に
合してゐる。これでは今後、ロクな御案も出来ないわけがない！ 會社の發展するわけがない！！
吾々は復職させてくれ、は、それ以上も望んではおれない。なつたそれだけである！！
重役及得意先諸氏よ!!!

之派な技術者か工場全体とさりはなれて牧田の御氣にやすまは解雇され、存望
して寄宿舎から退出するのは会社の利益ではない！ 職志氣持よく氣をまわらせてよ、而
益々能率を増進させて行くことを諸氏は望んでゐるのだ。

会社の同僚ひたけの経営方針に対して有方なる諸重役は黙さへきてない！
運か起つて必要なる調査をなし断呼する及置きとられよ！！

眞面目なる優秀な技術者のためにはつき同情を寄せられよ！！

七月三十一日

旧丸根染工所従業員被解雇者
豊島合同労働組合 丸根分會

寫

勞 務 第 一 七 六 〇 号

大正十五年八月十日

警 視 總 監 太 田 政 弘

内 務 大 臣 浜 口 雄 幸 殿

社 會 局 長 官 長 岡 隆 一 郎 殿

京 都 大 阪 神 奈 川 兵 庫 愛 知

福 岡 千 葉 埼 玉 靜 岡

各 府 縣 知 事 殿

王 子 染 色 株 式 會 社 創 立 二 伴 一 丸 染 工 場

職 工 解 雇 二 関 二 件

一 第 三 報 一